



足立区議会だより

発行/足立区議会 ☎(3880)5111 No. 186

第2回 定例会

70
古紙配合率70%
再生紙を使用しています



元洲江公園（保木間二丁目17番）

第2回定例会 会議のあらまし

平成13年第2回定例会は、6月1日から13日までの会期13日間で開催しました。今定例会では、区長から議案27件、報告2件、諮問2件、区民のみなさんから提出された請願・陳情等について審議しました。結果については、それぞれ本文記載のとおりです。

区長提出議案は すべて原案可決

区長提出議案「足立区子ども家庭支援センター条例」「足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例」は原案のとおり可決し、条例の一部改正2件、契約3件、財産の受け入れ1件、町区域の新設1件、特別区道路線の認定・廃止15件、その他3件についても、原案のとおり可決しました。（可決した議案は6頁に掲載）

議員提出議案1件を否決 その他は継続審査

「足立区介護保険条例の一部を改正する条例」は否決し、「消費税率三％への減税を求める意見書」ほか9件は、継続審査としました。

人権擁護委員を推薦

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、区長から議会の意見を求められました。議会は、これに対し異議のないものと答申しました。（推薦のあった人権擁護委員候補者氏名は6頁に掲載）

諮問1件棄却

「学童保育室の入室に関する異議申立て」については、審査の結果、棄却すべきものと答申しました。

請願・陳情を審査

区民のみなさんから提出された請願・陳情35件のうち、不採択5件、撤回4件で、他26件については、継続して審査することに決定しました。

主な内容

- 区政を問う（各会派の代表質問）……………2～5頁
 - 議決結果……………6頁
 - 意見の分かれた案件……………6頁
 - 諮問……………6頁
 - 報告……………6頁
 - みなさんからの請願・陳情……………6頁
 - 区議会のしくみ……………7頁
 - 区議会のしごと……………7頁
 - あなたも傍聴してみませんか……………8頁
 - 議会情報公開のおしらせ……………8頁
 - あなたの声を請願・陳情で……………8頁
 - メトロセブン促進協議会……………8頁
- 総会に参加……………8頁

『議員からの寄付は、罰則を以て禁止されています。』

議員（候補者等を含む）が、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事や、入学式・卒業式の行事に対し、寄付・お祝い・差し入れ等を行うことは、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をも以て禁止されています。また、受け取った人も、罰せられます。

個人に対しても、結婚式・葬式（告別式を含む）以外全ての、お祝い金（入学・卒業等）・贈り物（お歳暮・中元等）を行うことも、同様に禁じられています。区民の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

問

代表質問は平成13年6月1日に開会された第2回定例会本会議で行われました。

代表質問

議案の審議に先立ち、各会派を代表する4名の議員が、区政全般について質問を行い、区政執行に当たる区長をはじめ執行機関の考えを尋ねました。
以下、その一部を掲載します。

足立区議会自由民主党



藤沼 壮次 議員

住民が安全で安心して生活できる地域社会を創るために

【問】世界一治安の良い国と言われた我が国も、犯罪が多発し、私達が日常生活を送る上で、不安感を覚えるような社会になってきた。

昨年末、世田谷区で普通に生活していた家族が、特別な理由がないにもかかわらず、安全であるはずの自分の家で、大人だけでなく小さな子どもまでも、全員殺害されるとい痛ましい事件があった。普通に暮らしている私達にとっても、いつ我が身に降りかかるかわからない恐ろしさを感じるものである。

足立区においても、ピッキングによる窃盗や強盗事件が多発し、区民の不安は募るばかりである。

足立区は、警察機能を持たないといえ、基礎的自治体として、住民が安全で安心して生活できる地域社会を創る責任がある。治安を守り、区民の不安を取り除くためにも、何らかの対策をとるべきであると思うがどうか。

また、現在、警察官派遣制度によって、交通安全対策の分野で、現職の警察官を受け入れているが、犯罪防止の分野においても、警察官の派遣を受け入れるべきではないか。区として、警察との連携をどう

のように考えるか伺う。

【答】地域の秩序を維持し、住民の安全を確保することは、区としての責務と考えている。地域における治安と住民の安全を守るため、防犯協会を通じて要請があった(仮称)生活安全条例について検討をしている。地域住民の生活安全意識の高揚を図るなど、区が行うべき責務を明確にし、警察をはじめとする関係機関との連携を強化し、犯罪の防止に努めていく。

現在、オウム真理教対策、青少年健全育成対策、交通安全対策等に関し、それぞれが警察署と密接に連携している。

【問】かつての少年犯罪は、非行による粗暴な犯罪というイメージがあったが、最近は普通の少年が、ある日突然、考えられないような犯罪を犯す傾向がみられる。その背景には、いじめの被害、対人不適応、マスコミ、書籍やインターネット等による影響があるといわれるが、教育委員会として、どのように考えているのか伺う。

【答】開かれた学校づくりを通して、家庭・学校・地域の連携をより一層深め、子どもの時代から、規範意識を身につけさせるとともに、関係部署などとの連携を図りながら、地域の教育環境の浄化などをすすめて、子どもたちの健全な成長に努めていく。



凶悪化する少年犯罪について

【問】少年犯罪で、いじめの被害などにより、トラウマとなっている子どもたちがいる。この子どもたちの心に十分なケアを施すべきと思う。

【答】子どもたちの心のケアについては、臨床心理の専門家による心理的側面からの理解と受容が求められ、学校現場や教育相談室に専門職員を配置し相談システムの充実を図っている。今後は、学校の相談組織体制の充実をはじめ「こども家庭支援センター」等の専門機関との連携システムを構築していく。

【問】殺人や強盗を含む凶悪犯罪の発生件数は、バブル期の平成3年と比較すると、平成12年は約2倍に増えており、特に強盗事件は著しく増加し、2.8倍となっている。

【問】平成12年度の「犯罪白書」によると、刑法犯の認知件数は増加傾向にあり、平成11年は約290万件と戦後最高となっている。こうした動向は、経済的不況や将来に向けての漠然とした不安感などがその一因として反映していると感じている。

よって、早急な経済の立ち直りや、社会保障制度等の展望を明確にし、さらに地球環境の保持や、公共性の重視といった新しい価値観に基づく、この国の新しい形を提示していく必要があると考える。

【問】犯罪多発の原因として、犯罪を未然に防ぐための地域の連帯力の低下や助け合いの心の希薄化があげられる。何かあったら助け合いの心を育てる一大区民運動を展開したり、互いに助け合うシステムづくりをすべきと思うが考えを伺う。

【答】助け合いの実例として地域で進められている「避難所運営会議や防災区民組織」の活動があるが、これをさらに発展させていく。

【問】「犯罪多発の原因として、犯罪を未然に防ぐための地域の連帯力の低下や助け合いの心の希薄化があげられる。何かあったら助け合いの心を育てる一大区民運動を展開したり、互いに助け合うシステムづくりをすべきと思うが考えを伺う。」



【問】平成12年度の「犯罪白書」によると、刑法犯の認知件数は増加傾向にあり、平成11年は約290万件と戦後最高となっている。こうした動向は、経済的不況や将来に向けての漠然とした不安感などがその一因として反映していると感じている。

よって、早急な経済の立ち直りや、社会保障制度等の展望を明確にし、さらに地球環境の保持や、公共性の重視といった新しい価値観に基づく、この国の新しい形を提示していく必要があると考える。

【問】犯罪多発の原因として、犯罪を未然に防ぐための地域の連帯力の低下や助け合いの心の希薄化があげられる。何かあったら助け合いの心を育てる一大区民運動を展開したり、互いに助け合うシステムづくりをすべきと思うが考えを伺う。

【答】助け合いの実例として地域で進められている「避難所運営会議や防災区民組織」の活動があるが、これをさらに発展させていく。

【問】「犯罪多発の原因として、犯罪を未然に防ぐための地域の連帯力の低下や助け合いの心の希薄化があげられる。何かあったら助け合いの心を育てる一大区民運動を展開したり、互いに助け合うシステムづくりをすべきと思うが考えを伺う。」

足立区の財政について「財政難克服の道筋が見えてきた」とはどういうことか

【問】第一回定例会で区長は、「財政再建団体に転落する恐れすらある。」と財政の危機的状況を区議会、区民に訴えていたが、2ヶ月しか経っていない本定例会で、「未曾有の財政難に直面したが、克服の道筋が見え、登山で言えば、暗雲がほほ消え去り、裾野からの視界が開けてきた段階」との発言は、あまりにも極端な変わりようではないか。

区長は、13年度の当初予算では、区民の理解を得て、歳出の削減目標を達成できたこと、12年度決算においては、大幅に改善される予測があるとしている。しかし、そのことで「暗雲がほほ消え去っている」とは思えない。

【問】区長は、「移管事業を有効かつ効率的に再編成することによって、スケールメリットを活かし、新たな財源の捻出も可能になる。」と発言している。清掃事業の民間委託を進めることを指しているのではと思うが、具体的に何を指しているのか区長の決意を伺う。

【答】清掃事業や都市計画決定事務等、移管された権限・事務を積極的に活用し、今までも区



【問】区長は、「移管事業を有効かつ効率的に再編成することによって、スケールメリットを活かし、新たな財源の捻出も可能になる。」と発言している。清掃事業の民間委託を進めることを指しているのではと思うが、具体的に何を指しているのか区長の決意を伺う。

【答】清掃事業や都市計画決定事務等、移管された権限・事務を積極的に活用し、今までも区

代表質問

区政を

傍聴してみませんか 区議会本会議は公開されています

にあった権限・事務と一体的に連携・工夫を重ねれば、新たな財源の捻出も可能になるという考えである。当然、清掃やリサイクル関連事業についても、この趣旨に沿って考えていく。

NPPO（民間非営利活動団体）の役割について

【問】平成10年にNPPO法が成立し、NPPOが行政と対等に協働して、地域社会に貢献する組織であることが認知された。公益性を目的とし、利潤を分配せず、行政から独立した民間機関で自主的に活動するNPPOは、行政や地域社会のあり方を大きく変える無限の可能性を秘めた市民組織であると思う。

区は、NPPOの役割をどのように捉えているのか伺う。

【答】NPPOは、現代社会において、様々な役割が期待されている。

第一には、少子・高齢社会を迎え、行政だけでは十分な対応が難しい分野を支える力としての役割、第二に、住民の多様な意見を社会に反映させるための新たなシステムとしての役割、第三に、社会的課題に対し、住民自らが課題解決に直接参加できる場を提供する役割、第四に、先駆的な活動を行うことにより、社会に新たな刺激をもたらす、社会を変革していく先導的な役割があると考えている。

【問】鈴木区長が進めようとしている「区政改革」の中において、NPPOは、重要な位置を占め、その活躍を期待されている。行政のNPPOの使い方として、一つは、経費を安くあげようとするタイプ、もう一つは、NPPOとしっかりパートナーシップを結び、戦略的な部分から住民を活用しようとするタイプがある。これらを踏まえて、区政におけるNPPOの位置付けをどのように考えているのか伺う。

【答】NPPOが活動する領域はNPPO法で規定している。同法第二条第二項には、保健、医療、福祉または文化、芸術、スポーツ、人権擁護、平和、まちづくり、環境等、「行政そのもの」の項目が並んでいる。

NPPOに期待できるものとして、公益サービスの提供者として事業主体となりうること、新しい雇用の場としての可能性をもつこと、多様な社会的ニーズや課題に対して、先駆的な事業を実験的に展開できること、自治のパートナーとなる新しいセクターが生まれること等が挙げられる。

【問】鈴木区長は、「NPPOなどの支援を含めた、協働の流れを太くするため」と発言しているが、NPPOに対する区の方針と支援をどのように考えているのか伺う。

【答】NPPO活動の支援には、行政情報や各種団体等の情報を提供したり、NPPOの情報を区民や各種団体に提供するなどの「情報の提供」、また、NPPO活動のための、区施設などの「場の提供」、さらに様々な問題に対するアドバイスを行う「相談」等がある。将来的には、「活動支援センター」のような活動拠点の設置も検討する必要がある。「検討会」を設置し、協議していく。

【問】NPPOが増え、成熟してくれば、NPPOによる区政への提言は多くなってくると思われ、「協働」という以上、NPPOから提案される問題に対し、正当に評価できる能力が職員に求められてくるが、今後、NPPOの受け皿について、どのように考えていくのか伺う。

【答】行政の各領域でどのように対応するか、さらには区として総合的にどのように考えていくか、提言の受け皿についてもシステムの構築していく。

【問】虐待されている児童を救うことは、人間としての責任である。調査によると、虐待の発生率は、17歳以下の子どもの0.14%とされている。この率で計算すると、足立区は、140名程度と思われるが、区で推計している人数は何名か。

【答】足立区児童相談所に寄せられた足立区民の虐待に関する相談件数は122件で、足立区内における発生件数は、およそ140名程度と推計される。

【問】虐待されている児童を救うことは、人間としての責任である。調査によると、虐待の発生率は、17歳以下の子どもの0.14%とされている。この率で計算すると、足立区は、140名程度と思われるが、区で推計している人数は何名か。

【答】足立区児童相談所に寄せられた足立区民の虐待に関する相談件数は122件で、足立区内における発生件数は、およそ140名程度と推計される。

【問】虐待されている児童を救うことは、人間としての責任である。調査によると、虐待の発生率は、17歳以下の子どもの0.14%とされている。この率で計算すると、足立区は、140名程度と思われるが、区で推計している人数は何名か。

【答】足立区児童相談所に寄せられた足立区民の虐待に関する相談件数は122件で、足立区内における発生件数は、およそ140名程度と推計される。

【問】虐待されている児童を救うことは、人間としての責任である。調査によると、虐待の発生率は、17歳以下の子どもの0.14%とされている。この率で計算すると、足立区は、140名程度と思われるが、区で推計している人数は何名か。

【答】足立区児童相談所に寄せられた足立区民の虐待に関する相談件数は122件で、足立区内における発生件数は、およそ140名程度と推計される。



虐待への対応をせよ

【問】こども家庭支援センターは、核家族化、少子化による家庭の育児機能の低下を補うもので、極めて重要な施策である。他区では、児童虐待への対応がないものがあるが、足立区においては、児童虐待への対応をすべきと思う。当然、単なる相談だけでなく、より主体的に問題解決のためのシステムを作るべきと思うがどうか。

また、児童相談所との役割分担は、どのように考えているのか伺う。

【答】こども家庭支援センターの機能として、虐待防止対策は、不可欠のものと考えている。こども家庭支援センターは、虐待に対する最初の相談窓口として、地域の各機関の中核としての役割を果たすものである。緊急かつ深刻な事例については、児童相談所と連携し、解決を図っていく。

【問】こども家庭支援センターは、区民に最も身近な足立区が運営するセンターであるため、その長所を生かし、難しいと思うが縦割り行政に陥ることなく各施設、各機関との連携を密にし、児童虐待の発見に努めるべきと思うが考えを伺う。

【答】地域の関係機関の連携と地域住民の協力が極めて重要であると考え、こども家庭支援センターでは、地域のネットワークを基礎として、虐待の早期発見に努めていく。

虐待に関する専門家の確保と警察との連携について

【問】虐待と判断し、親子を隔離することは、専門家を必要とする非常に難しいことであると思う。

児童虐待の専門家である人材の確保と警察との連携は、どのように考えているのか伺う。

【答】こども家庭支援センターでは、児童相談所、福祉事務所、保健総合センター等の専門職が参加するチームを構成し、その処遇を判断していく。また、必要に応じて警察等への関係機関との連携を強化していく。

【問】虐待と判断し、親子を隔離することは、専門家を必要とする非常に難しいことであると思う。

児童虐待の専門家である人材の確保と警察との連携は、どのように考えているのか伺う。

【答】こども家庭支援センターでは、児童相談所、福祉事務所、保健総合センター等の専門職が参加するチームを構成し、その処遇を判断していく。また、必要に応じて警察等への関係機関との連携を強化していく。

【問】虐待と判断し、親子を隔離することは、専門家を必要とする非常に難しいことであると思う。

足立区議会公明党



ふちわき 啓子 議員

区長の所信表明について

【問】わが党は、区長の所信表明の随所にみられる「協働」という言葉の解釈を、「区民のために行政はどうあるべきか」という基本的姿勢を貫いたうえで、行政の姿勢をより鮮明に区民に提示する決意の表明」と受け止

めているが、区長の率直な見解を伺う。

【答】「協働」の実現には、「情報の公開」が基礎であり、そのため、現在の情報公開の流れを一層推進すると共に、区政診断等の新手法を使い、ありのままを区民に積極的に伝えていく。行政改革には、どんなプランをもって臨むのか

【問】区長は、この未曾有の財政難の克服の道筋が見えてきた

との見解を示したが、行政改革の主眼ともいえるべき職員定数の削減、再任用・派遣制度を勘案した新規採用職員の削減、公社等の大胆な改革について、どのようなプランをもって臨もうとしているのか伺う。

【答】職員採用の削減については、従前から実施してきた技能系職員の退職不補充の方針を堅持するとともに、平成14年度から導入する再任用制度の活用により、職員採用の抑制を図る。また、公社改革については、公社設立の原点に立ち返り、統合を視野に入れた改革を進め、民間との役割分担を明確にしていく。そして、平成14年度施行の「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」への対応を行っていく。

【問】虐待と判断し、親子を隔離することは、専門家を必要とする非常に難しいことであると思う。

児童虐待の専門家である人材の確保と警察との連携は、どのように考えているのか伺う。

【答】こども家庭支援センターでは、児童相談所、福祉事務所、保健総合センター等の専門職が参加するチームを構成し、その処遇を判断していく。また、必要に応じて警察等への関係機関との連携を強化していく。

【問】虐待と判断し、親子を隔離することは、専門家を必要とする非常に難しいことであると思う。

児童虐待の専門家である人材の確保と警察との連携は、どのように考えているのか伺う。

【答】こども家庭支援センターでは、児童相談所、福祉事務所、保健総合センター等の専門職が参加するチームを構成し、その処遇を判断していく。また、必要に応じて警察等への関係機関との連携を強化していく。

【問】虐待と判断し、親子を隔離することは、専門家を必要とする非常に難しいことであると思う。

児童虐待の専門家である人材の確保と警察との連携は、どのように考えているのか伺う。

【答】こども家庭支援センターでは、児童相談所、福祉事務所、保健総合センター等の専門職が参加するチームを構成し、その処遇を判断していく。また、必要に応じて警察等への関係機関との連携を強化していく。

【問】虐待と判断し、親子を隔離することは、専門家を必要とする非常に難しいことであると思う。

児童虐待の専門家である人材の確保と警察との連携は、どのように考えているのか伺う。

【答】こども家庭支援センターでは、児童相談所、福祉事務所、保健総合センター等の専門職が参加するチームを構成し、その処遇を判断していく。また、必要に応じて警察等への関係機関との連携を強化していく。



減債基金と公債発行額削減の今後の見通しについて

【問】平成13年度以降の減債基金の見通し、公債発行額の削減については、景気の動向、財政運営の手法、国、都などの施策の見直しなど、さまざまな変動要素があるが、現時点での見通しと目標について示されたい。

【答】減債基金については、後年度の負担を軽減するため設けたものだが、平成16、17年に償還のピークを迎えるため、これに備える必要があり、厳しい財

政難の克服の道筋が見えてきた

との見解を示したが、行政改革の主眼ともいえるべき職員定数の削減、再任用・派遣制度を勘案した新規採用職員の削減、公社等の大胆な改革について、どのようなプランをもって臨もうとしているのか伺う。

【答】職員採用の削減については、従前から実施してきた技能系職員の退職不補充の方針を堅持するとともに、平成14年度から導入する再任用制度の活用により、職員採用の抑制を図る。また、公社改革については、公社設立の原点に立ち返り、統合を視野に入れた改革を進め、民間との役割分担を明確にしていく。そして、平成14年度施行の「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」への対応を行っていく。

【問】虐待と判断し、親子を隔離することは、専門家を必要とする非常に難しいことであると思う。

児童虐待の専門家である人材の確保と警察との連携は、どのように考えているのか伺う。

政状況の中でも、現在の積立額を維持していく。公債の発行については、発行能力による制約があると考えており、今後も適正な公債費比率の範囲内で発行額をコントロールしていくため、公債発行が区財政にとつて、これ以上の負担となることはないと考えている。

元気高齢者支援について

【問】区長は、所信表明の中で、元気な高齢者の支援について、具体的な仕組みを開発し導入するとしているが、その中心的役割を果たすであろう高齢者の雇用対策も含まれると理解する。区がどこまで踏み込んでいけるのか、見解を示されたい。

【答】高齢者の閉じこもり予防や、生きがいを創出する雇用対策は高齢者の元気を維持する上で重要である。そこで、昨年より高齢者のキャリアを活かした就労を可能にする、人材派遣事業をさらに拡大させるとともに、今年度は、中・高齢者を対象とした起業家支援塾を開催し、区内において事業を起こせるよう、一歩踏み込んだ支援をしていく。

まちづくり分野での構造改革について

【問】足立区に限ったまちづくり分野での構造改革について区長は、定期借地権やPFI手法などを使った先駆的、実験的な事業については改善すべき点は改善し、明確な方針を確立するとしているが、その突破口となる事業は何か。そして、今後のもう一歩踏み込んだ考え方を示されたい。

【答】区では現在、定期借地権制度やPFI的手法などの新制度や手法に取り組んでいるが、これら先進的で実験的な事業は、行政にとつては未知の分野であり、工夫や改善を重ねながら事業を進めなければならぬ。今後、民間が行うべき範囲の確定、事業内容の検討を深めると共に、職員の能力向上を図る等、区と民間が協働できるようにしていく。

電子自治体構想について

【問】足立区が総合行政ネットワークを推進する上で大切なことは、多くの区民が情報化社会に対応できるような支援をしていくことである。区民が等しく恩恵にあずかることのできる電子自治体を目指してどのような構想を持っているのか、また、当面の課題はどこにあるのか伺う。



【答】行政が区民やNPO組織、また、区内の民間事業者とも協働していくためには、区に関する情報を広く、解りやすく提供していく必要があると考え、区のホームページを充実発展させ、区に関する情報の総合案内を提供する仕組みを作り、充実を図っていく。また、コンビニの情報端末機器の活用やIT講習会の充実等を通して誰もが電子自治体の便利なサービスを利用できるように工夫をしていく。

IT講習におけるデジタルバインド防止について

【問】区民の誰もがパソコンを活用し、ITの便利さを知り、生活の向上に役立てさせるため、また、デジタルバインド防止策として障害者を含めたIT講習をさらに拡大させる必要があると思うがどうか。

【答】障害者を持っている方に対応した講習については、区内の障害福祉関係の社会福祉法人に委託し、実施する予定である。なお、軽度障害の場合は、一般講習でも受講可能であるので、個別に相談頂きたい。

※デジタルバインド…情報を受けられるか、受けられないかで生じる、様々な格差

行政情報をiモードでも提供せよ

【問】iモードの利用者が増えているが、区においても、若者への行政情報の提供をiモードで対応してどうか。ITを活用した行政サービスの向上には、よりきめ細やかな行政情報の提供に向け、研究検討が早期に必要と思うが所見を伺う。

【答】iモードの普及は爆発的なものであり、新たな情報提供媒体として、非常に効果的である。既に、介護保険情報については提供を行っているが、その他の行政情報の提供準備についても進めていく。

ケアマネージャーの質の向上について

【問】ケアマネージャー（介護支援専門員）の全体的な資質を高めるため、利用者との信頼関係を重視し、利用者には不利益なサービスをしないという責務等を記した倫理綱領を策定し、また、ケアマネージャー自身のチェックシートを作成してはどうか。

【答】区内の介護サービス事業者で事業者協議会を発足させるよう準備を始めており、こうした協議会が倫理綱領を策定し、不祥事を未然に防止することが考えられる。区は、協議会が発足したあかつきには、ケアマネージャーの資質向上のための研修の実施等に対し、側面から援助していく。

高齢者の財産管理について

【問】財産管理ができないお年寄りを公的に支援する仕組みとして、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業があるが、これらは、費用がかかることから、利用者にとって使い勝手がよくない制度である。そこで、自治体として何ができるかを、弁護士を含めた、いわゆる六士業と協議し、明確な方向づけが必要と考えるがどうか。

【答】成年後見制度は、費用も含め使いにくい点もあるため、現在、弁護士・精神科医等を含む成年後見支援事業実施検討委員会を区内に設置し、地域福祉権利擁護事業のあり方等、また、法人後見等利用者の立場にたった支援ができないか検討を進めている。

痴呆性高齢者の命を守る対策を打ち出せ

【問】足立区の痴呆性高齢者は、平成12年の5千人から平成16年には7千人近くになると推計されている。その中で、高齢者の徘徊対策は必ずしも満足のいくものではない。徘徊を繰り返す



痴呆性高齢者の命を守るための確かな対策を打ち出すべきであると考えられている。

【答】高齢者の徘徊対策のひとつとして、徘徊行動のある高齢者の位置を感知する徘徊感知システムがあるが、家族の不安等を緩和する施策としての環境整備は、有効と考える。システム導入については、財政状況を勘案しながら検討していく。

ごみの不法投棄対策について

【問】佐賀市では、郵便局とタクシース会社とが協力して、車に不法投棄防止のステッカーをつけて走ることに伴って、不法投棄しにくい環境づくりを行っている。足立区でも環境基本計画の中で、パートナーシップの構築の重要性を取上げ、区民、事業者、区が環境問題について確認し、行動すべきという観点から、企業にも積極的に協力を呼びかけ、パートナーシップの構築の拡大に繋げるべきと考えられているがどうか。

【答】区では、区内関連組織と区内警察署による「足立区不法投棄防止等対策連絡会議」を設置しているが、区民の代表者や企業にも会議への参加を呼びかけるなど、区と区民、事業者がパートナーシップを築き、不法投棄の監視体制を強化していく。開かれた学校づくりでの成果を

発表する場をつくれ

【問】足立区が、平成12年度にモデル校5校において進めた開かれた学校づくりは、大きな反響を呼び、14年度には全校において実施される運びとなり、その成果が期待されるところである。そして、その大きな成果をどう集約し、発展させていくかが最も大事な仕事である。そこで、各学校が取り組んだテーマを発表し合う場をつくり、最終的に区がまとめ、全校が情報と成果を共有できる仕組みを作りたいと思うがどうか。

【答】発表し合う場としては、平成14年度の開かれた学校づくりの完全実施を踏まえ、シンポ

日本共産党足立区議会



ぬかが和子 議員

生存権にかかわる福祉施策の復活を求める

【問】東京都政でも、老人医療費助成（マル福）や老人福祉手当の段階的廃止、障害者医療費助成や重度障害者手当などの削減、シルバーパスの全面有料化など、都民の生存権にかかわる福祉の切り下げが強行され、生活の存立そのものが脅かされている。足立区民の生存権の保障と生活を考えれば、これらの施策は復活が求められていると思わないか。また、当然、都に復活を要求すべきと思うがどうか。

【答】老人医療助成等の事業の復活を都に要求する考えはないが、区民に重大な影響のある施

ジウムや発表会等の形式で進めていく。また、情報の共有については「開かれた学校づくりだより」等を通して行い、各学校や地域住民の意識の啓発を図っていく。

教育バンク(仮称)を創設せよ

【問】実社会で活躍している人、又はその経験を持った人で、教育に強い関心のある方に登録してもらい、各学校がその中から選択し、特別に講座を担当してもらおう「教育バンク(仮称)」を、地域の教育力を全区に拡大するために、創設してはどうか。

【答】新たな講師・支援者派遣システムの創設により学校支援を進めていく。

策の見直しは、特別区長会等を通じ要望を行っていききたい。

老人クラブ助成金を復活せよ

【問】老人クラブ助成金の4割削減は、各クラブの運営に大きな支障をきたしている。区は3月の予算特別委員会で「老人クラブのような元気な高齢者への支援は強化しなければならぬ」と言っている。助成金削減は絶対に許されぬ。すぐに復活すべきと思うがどうか。

【答】元気高齢者対策は、今後高齢化が急速に進む中で、介護



予防や医療費抑制の点で大変重要な課題であると認識している。

しかし、限られた財源の重点配分を行うため、やむなく老人クラブ助成金の見直しに至ったものである。元気高齢者対策としては、老人クラブ加入者へのIT講習の確保等、新たな自主的活動の支援を実施している。

【問】12年度に必要な介護サービス量を算定した介護給付サービス費が41億円不用品になり、介護保険特別会計の最終補正で減額補正を行った。このうち約2億円は足立区の高齢者の保険料収入であり、約5億円は区の公費負担分です。予想外に浮いたものがある。一昨年の厚生委員会での在宅福祉担当部長の答弁では、一般財源を繰り出すわけにはいかないから減免できないと言っている。結果は一般財源の新たな投入をしないでも減免ができることになっている。今こそ介護保険料・利用料の負担軽減策の取り組みを行え

【問】12年度に必要な介護サービス量を算定した介護給付サービス費が41億円不用品になり、介護保険特別会計の最終補正で減額補正を行った。このうち約2億円は足立区の高齢者の保険料収入であり、約5億円は区の公費負担分です。予想外に浮いたものがある。一昨年の厚生委員会での在宅福祉担当部長の答弁では、一般財源を繰り出すわけにはいかないから減免できないと言っている。結果は一般財源の新たな投入をしないでも減免ができることになっている。今こそ介護保険料・利用料の負担軽減策の取り組みを行え

【問】12年度最終補正で減額はしたが、一方で高齢化の急激な進展や新規要介護認定申請者の増加などがあり、12年度の財政状況のみで余剰があると判断することは適切ではないと考える。介護保険制度に対する区の認識等を問う

【問】東京都は昨年、介護保険制度開始時、低所得者の減免制度の実施を拒否していた。しかし、13年第一回都議会定例会で、社会福祉法人が介護保険利用料の減免を行う場合、都独自に上乗せの補助を行い、対象もすべて

の法人に広げることも含め前向きに検討していると表明した。それでも区は、介護保険は「予想を超えてスムーズに運営され」「順調に定着してきたと考え」「国等に要望をあげる考えはない」という認識を変えないのか。また、この減免策は各区市町村が実施しなければ減免が受けられない。区として、この減免策と上乗せの補助の実施に踏み切るべきと思うがどうか。

【問】今年東京都で社会福祉法人の減免制度の拡大の方向が打ち出され、その内容はまだ明確ではないが、23区全体の問題であり、現在、都の検討結果を待っているところである。介護保険制度全般については、制度開始後1年余を経過し概ね順調に運営されていると考えている。

【問】今年東京都で社会福祉法人の減免制度の拡大の方向が打ち出され、その内容はまだ明確ではないが、23区全体の問題であり、現在、都の検討結果を待っているところである。介護保険制度全般については、制度開始後1年余を経過し概ね順調に運営されていると考えている。

【問】介護保険制度発足に伴う需要増大の影響で、在宅介護支援センター業務が十分機能していない面もある。今後支援センターとの連絡を密にし、指導を行うっていく。介護保険外の高齢者に対する介護予防施策は、都から具体的な方針が示され次第、実施に向け検討していく。

【問】区長は所得制限の撤廃について「子育て家庭への経済的支援の趣旨からも広く公平な実施が望ましい」といいながらも、実現への姿勢は吉田区政よりも後退した。所得制限撤廃は区長の姿勢一つで、やる気にさえなれば実現可能である。実現に向けてとりくむ姿勢に立ってないのか。



【問】東京都は13年度から介護予防プランを作成する区市町村への支援を新たに開始した。現在足立区では、各種の介護予防事業を在宅介護支援センターに委託している。しかし、実際は、支援センターに相談しても総合的に予防プランを作るしくみになっていない。区として、介護保険外の高齢者に対しても介護予防プランを作成し、介護予防施策を総合的に受けられるよう

【問】介護保険制度発足に伴う需要増大の影響で、在宅介護支援センター業務が十分機能していない面もある。今後支援センターとの連絡を密にし、指導を行うっていく。介護保険外の高齢者に対する介護予防施策は、都から具体的な方針が示され次第、実施に向け検討していく。

【問】介護保険制度発足に伴う需要増大の影響で、在宅介護支援センター業務が十分機能していない面もある。今後支援センターとの連絡を密にし、指導を行うっていく。介護保険外の高齢者に対する介護予防施策は、都から具体的な方針が示され次第、実施に向け検討していく。

【問】区長は所得制限の撤廃について「子育て家庭への経済的支援の趣旨からも広く公平な実施が望ましい」といいながらも、実現への姿勢は吉田区政よりも後退した。所得制限撤廃は区長の姿勢一つで、やる気にさえなれば実現可能である。実現に向けてとりくむ姿勢に立ってないのか。

【問】東京都では、対象年齢を5歳未満から6歳就学前まで拡大するとともに、所得制限額も本年10月から引上げられることになった。しかし、区の財政負担は依然として大きく、限られた財源を広く公平な子育て支援施策実施に向けたいと考えている。また、都に対し所得制限撤廃を、国に対し乳幼児医療費助成制度創設を強く要望していきたい。

【問】昨年の都全体の学童保育室への待機児童数1千29名中、足立区の待機児童はその3分の1を占め、全国で一番多かった。今年さらさらに増え、待機児童数は382名であり、異議申立ては46名の親から出されている。区長の「学童待機児をゼロにします」の公約はいつまでにどう実

現するのか。年次計画で示せ。【問】昨年度と今年度は合計200名程度の学童保育室の増設を計画し、実現に向け取り組んでいる。来年度以降は学童保育需要の動向、学校選択の自由化の結果などを分析し、さらに計画的に進めていきたいと考えている。

【問】家電リサイクル法が実施され2ヵ月経過したが、高すぎると感じる費用を避けるため、各地での不法投棄がマスコミで報道されている。環境省の定期調査でも、昨年より不法投棄が急増したと報告されている。そもそもこの法律は、メーカーなど製造者の責任をあいまいにし、消費者だけが高額なリサイクル料を負担するところに大きな欠陥がある。また、例えばデポジット制をとっておけば廃棄時は無料で引き取りもできるのに、それすら行っていない。大企業の製造責任を徹底させ、環境保全のルールを確立することが不可欠である。家電リサイクル法を見直すよう、国に意見を上げていくべきと思うがどうか。

【問】リサイクル料を排出時に負担する後払い方式では不法投棄誘発等の問題があるという指摘は同感である。区としてはリサイクル費用を対象家電購入時に負担する「前払い制度」にするよう、国への要望事項としてとりまとめているところである。【問】西新井駅周辺の環境整備の一環として、西新井駅のエスカレーター設置を早急に働きかけていくべきと思うが、決意を伺う。

【問】西新井駅は早期に整備すべき重要な駅と考えている。東武鉄道(株)に対し、バリアフリー対策を強く要望してきたが、駅の構造の関係から実現できない。今後も早期実現できるように東武鉄道(株)と協議していく。

【問】平成14年4月の「こども家庭支援センター」開設を機に、地域における子育て支援体制をさらに推進するため、幅広い関係者による連絡会議を設置し、一層の連携強化を図る。【問】平成12年12月に動物愛護法が改正され、捨て犬・捨て猫

【問】平成14年4月の「こども家庭支援センター」開設を機に、地域における子育て支援体制をさらに推進するため、幅広い関係者による連絡会議を設置し、一層の連携強化を図る。【問】平成12年12月に動物愛護法が改正され、捨て犬・捨て猫

【問】家電リサイクル法が実施され2ヵ月経過したが、高すぎると感じる費用を避けるため、各地での不法投棄がマスコミで報道されている。環境省の定期調査でも、昨年より不法投棄が急増したと報告されている。そもそもこの法律は、メーカーなど製造者の責任をあいまいにし、消費者だけが高額なリサイクル料を負担するところに大きな欠陥がある。また、例えばデポジット制をとっておけば廃棄時は無料で引き取りもできるのに、それすら行っていない。大企業の製造責任を徹底させ、環境保全のルールを確立することが不可欠である。家電リサイクル法を見直すよう、国に意見を上げていくべきと思うがどうか。

【問】リサイクル料を排出時に負担する後払い方式では不法投棄誘発等の問題があるという指摘は同感である。区としてはリサイクル費用を対象家電購入時に負担する「前払い制度」にするよう、国への要望事項としてとりまとめているところである。【問】西新井駅周辺の環境整備の一環として、西新井駅のエスカレーター設置を早急に働きかけていくべきと思うが、決意を伺う。

【問】西新井駅は早期に整備すべき重要な駅と考えている。東武鉄道(株)に対し、バリアフリー対策を強く要望してきたが、駅の構造の関係から実現できない。今後も早期実現できるように東武鉄道(株)と協議していく。

【問】平成14年4月の「こども家庭支援センター」開設を機に、地域における子育て支援体制をさらに推進するため、幅広い関係者による連絡会議を設置し、一層の連携強化を図る。【問】平成12年12月に動物愛護法が改正され、捨て犬・捨て猫

【問】平成14年4月の「こども家庭支援センター」開設を機に、地域における子育て支援体制をさらに推進するため、幅広い関係者による連絡会議を設置し、一層の連携強化を図る。【問】平成12年12月に動物愛護法が改正され、捨て犬・捨て猫

足立区議会民主党政



鈴木あきら 議員

【問】私は、従来から「行政コストを正しく把握するためには、複式簿記・発生主義を導入すべき」と強く求めてきた。公共施設等については、減価償却という考えを取り入れなくては、行政コストの正しい把握はできない。先進諸外国では、20年前から行っている。まずは、損益計算書の作成を早急に実施すべきと思うがどうか。

【問】総務省の示す「行政コスト計算書」作成標準に基づき作成していく。【問】児童虐待の早期発見については、多方面からの配慮が必要である。児童虐待に関しては、区の組織も多岐にわたり、児童相談所や警察署も関わってくる。区の関係組織間(衛生部・福祉部・教育委員会等)で連絡・調整面に不安があるようだが、連絡・調整がスムーズに対応できるように準備されているのか伺う。

【問】平成14年4月の「こども家庭支援センター」開設を機に、地域における子育て支援体制をさらに推進するため、幅広い関係者による連絡会議を設置し、一層の連携強化を図る。【問】平成12年12月に動物愛護法が改正され、捨て犬・捨て猫

【問】平成14年4月の「こども家庭支援センター」開設を機に、地域における子育て支援体制をさらに推進するため、幅広い関係者による連絡会議を設置し、一層の連携強化を図る。【問】平成12年12月に動物愛護法が改正され、捨て犬・捨て猫



【問】平成14年4月の「こども家庭支援センター」開設を機に、地域における子育て支援体制をさらに推進するため、幅広い関係者による連絡会議を設置し、一層の連携強化を図る。【問】平成12年12月に動物愛護法が改正され、捨て犬・捨て猫

第2回定例会での

議決結果

可決した議案

条例の制定・改正

足立区子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターを開設するもの。

足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例

震災復興対策及び震災復興事業に関する、基本となる事項を定めるもの。

足立区興行場法施行条例の一部を改正する条例

商法改正に伴い、規定を整備するもの。

足立区化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

条例の対象となる施設を明確にするため、規定を整備するもの。

請負契約

(仮称)総合文化センター新築

工事請負契約

契約金額 16億1千700万円

相手方 金澤・新井・渡喜

建設共同企業体

契約方法 一般競争入札

第十一中学校改築工事請負契約

契約金額 8億9千775万円

相手方 田中・内田建設共同

企業体

契約方法 一般競争入札

(仮称)中央障害センター新築

その他の議案

工事請負契約 契約金額 8億8千725万円 相手方 堀真・森川建設共同 企業体 契約方法 一般競争入札

常磐新線青井駅(仮称)自転車駐車場の整備工事に関する施行協定

整備工事を日本鉄道建設公団に委託するもの。

負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて 東京都所有の土地の贈与を受け入れるもの。

〔受け入れる財産〕 〔名称〕①加賀中学校敷地 ②加賀二丁目児童遊園 用地

〔所在〕①加賀二丁目25番5 ②加賀二丁目25番14

〔面積〕①1万1千458・94㎡ ②300・00㎡

町区域の新設について 町区域の合理化を行うため、新設するもの。

〔新町名〕東伊興四丁目

〔区域〕伊興町白幡、伊興町

狭間、東伊興町

公の施設の区域外設置に関する協議について

宮城二丁目公園の区域外設置

〔名称〕(仮称)足立区立

宮城二丁目公園

〔設置場所〕北区豊島五丁目

地先

否決した議案

損害賠償の額の決定について 西新井五丁目9番から西伊興一丁目10番先の掘削道路復旧(水路廃滅)工事に際し、被害者の所有する家屋等に亀裂等の損害を与えた賠償の額(123万6千150円)の決定。

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険制度利用者の負担軽減を図るもの。

(本会議において日本共産党足立区議団より賛成の立場から、足立区議会自由民主党より反対の立場から討論あり)

継続審査とした議案

消費税率三％への減税を求める意見書

消費税率の減税を求めるもの。

足立区平和都市宣言を求める決議

足立区が平和都市宣言をすることを求めるもの。

介護保険の保険料と利用料の負担を軽減する都独自の助成制度を求める意見書

東京都が所得の低い高齢者に対し、介護保険料、利用料の負担軽減のための助成をすること

を求めるとの。

老人福祉手当の復活を求める意見書

見書

高齢者への経済的支援を求めるもの。

特別養護老人ホームへの都の経営支援強化を求める意見書

東京都に対し、特別養護老人ホームへの経営支援を強化することを求めるもの。

障害者福祉の改善を求める意見書

東京都に対し、障害者福祉手当及び障害者医療費助成等の各制度の改善を求めるもの。

シルバーパスの無料化の復活を求める意見書

シルバーパスの無料化の復活を求めるもの。

老人医療費助成制度の復活を求める意見書

老人医療費助成制度の復活を求めるもの。

乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃を求める決議

乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃を求めるもの。

家電リサイクル法の改善を求める意見書

家電リサイクル法の改善を求めるもの。

意見の分かれた案件

Table with columns for Case Name, Party Name, and Result. Includes cases like '足立区介護保険条例の一部を改正するもの' and '足立区平和都市宣言'.

諮問

学童保育室の入室に関する異議申立てについて

学童保育室の入室不承認処分に対する異議申立てについて、諮問審査の結果、これを棄却すべきものと答申しました。

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として、荒井智恵子氏、油井久仁子氏、篠田昭氏、荒木孝子氏、江川勝氏を法務大臣に推薦するため、区長から議会の意見を求められました。議会はこれに対し、異議ないものと答申しました。

報告

平成12年度繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第百四十六條第二項の規定に基づき、平成12年度繰越明許費に係る歳出予算の繰越について報告するもの。

(一般会計翌年度繰越額27億9

千182万7千円・介護保険特別会計翌年度繰越額1千890万円) 「平成12年度事故繰越」繰越計算書

第三項の規定に基づき、平成12年度事故繰越に係る歳出予算の繰越について報告するもの。(翌年度繰越額 1億4千502万円)

地方自治法施行令第百五十條

特別区道路線の認定

Table with columns: 所在地, 延長(m), 幅員(m). Lists various road segments and their dimensions.

特別区道路線の廃止

Table with columns: 所在地, 延長(m), 幅員(m). Lists road segments to be discontinued.

みなさんからの

請願・陳情

不採択にしたもの

○千住センター(老人館・児童館・区民ホール)を、障害者、高齢者に使いやすい施設にすることに請願

施設整備については、可能な限り区において行われていると考える。

○介護保険制度の改善を求める陳情

○「たばこ事業対策費助成」に関する陳情

陳情の趣旨に沿いかねる。○区民の健康を守るため、「要医療」や「治療中」でも今までどおり健康診断が受けられるようにすることについての陳情

行政は病気の予防に全力で取り組み、健康を害した方は医師の治療・指導に専念するべきと考える。

○足立区立第三中学校・第十五中学校の教育環境を守るための陳情

陳情の趣旨に沿いかねる。

区議会のしくみ

区議会の役割

足立区は、戸籍、住民票、印鑑証明、国民健康保険、国民年金、介護保険事務や、道路、公園、図書館の建設と管理、子どもたちが通う学校や保育園の運営、さらには清掃事業など区民の日常生活に一番身近な仕事をしています。

こうした仕事は、本来、区民のみなさんが自分たちで考え、話し合い、直接自分たちの手ですすめていくことが理想です。

しかし、区民全員が集まって話し合うことや自ら実施することは、実際には難しいので、区議会議員と区長をみなさんの代表者として選挙で選び、職員を通じて仕事を進めています。

区議会議員は議会を構成し、区民に代わって区長が提案した予算や条例など区の重要な事項を決定します。一方、区民生活のいろいろな問題を話し合い、それをどう解決すべきか、区長に提案したり自ら方針を定めるという大切な役割も担っています。



区議会議員

区議会議員は、区内に住んでいる25歳以上の選挙権のある人から、4年ごとの選挙で選ばれます。

議員の定数は、人口に応じて法律で決められますが、区の条例で減らすことができます。

足立区議会の議員定数は法律上は56人ですが、区の条例で次の一般選挙から定数を50人とすることとなっています。

区議会と区長

区議会は、区民生活の重要な事項を決めています。このため、区議会は「議決機関」と呼ばれています。

一方、区長は、区議会で決められたことに基づいて、実際に区の仕事をすすめていきます。このため、区長は「執行機関」と呼ばれています。

区議会と区長は、お互いに独立した立場で協力し合い、「住み続けたい足立区」「住みたい足立区」の実現に向けて努力しています。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、議場の秩序を保ち、会議を円滑に進め、区議会事務局職員を指揮監督して議会に関

委員会

区議会が限られた会期中で大量の議案や請願・陳情等を審議するには、質疑だけでも膨大な時間が必要となり、本会議だけで詳細な審議を尽くすことは困難です。また、行政が著しく多様化、複雑化、専門化しており、本会議のみで多数の議案を能率的に審議することは到底不可能となっています。委員会制度は、それぞれ専門分野別に審査を分担して行い、審議の実を上げることを目的とする、本会議を補う重要なしくみです。



定例会と臨時会

区議会の会議には、定例会と臨時会があります。定例会は条例に基づき、年4回(3・6・9・12月)開きます。そのほか、必要に応じて臨時会を開きます。

定例会や臨時会では、はじめに会期(議会の会議を行う期間)を定め、その期間中に本会議や委員会を開きます。

本会議

全議員が出席して開かれる会議を本会議といいます。この会議で議会の最終的な意思決定を行います。区長から提出された条例案や予算案などの各種議案、区民のみなさんから提出された請願・陳情、区議会の意見を国等に伝える意見書提出の可否等はすべて本会議で決められます。



党派

区議会の意思は、多数決によって決められます。そこで、同じような考えをもつ議員がグループとして活動すれば、自分たちの考えをより効果的に区政に反映させることができます。この2人以上のグループを「党派」と呼んでいます。

区議会事務局

区議会の活動を補佐するため、議会の補助機関として区議会事務局が置かれています。

区議会のしくみ

事務局では、議会の庶務事務のほか、本会議や委員会の議事運営の補助、会議録の作成、議会活動のための調査、議会活動のPRなどの事務を行っています。

議決

区議会は、区長や議員から提出された議案等の審議を通じて、区としての最終の意思を決めます。これを「議決」といいます。

重要な区の仕事は、ほとんど区議会の議決が必要です。主な議決には、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、重要な契約、財産の取得・処分などがあります。

選挙・選任・同意

区議会は、議長や副議長、選挙管理委員会の委員・補充員を選挙で選びます。

また、議会の委員会を構成する委員を選任します。そのほかに、区長が助役、収入役、監査委員を選任するときや、教育委員会委員を任命するときに、同意するかどうかを決めます。

区政の調査と検査

区の仕事が正しく行われているかどうかを調査したり、報告を求めたりすることも、区議会の大きな仕事の一つです。

意見書・要望書の提出と決議

区民の暮らしに関することでも、それが国や都の仕事であるため、区だけでは解決できないこともあります。このような場合には、区議会の意思を「意見書」や「要望書」にして、大臣や都知事など関係機関に提出し、積極的な解決を求めていきます。

また、区議会の意思表明として、「決議」を行うこともあります。

請願・陳情の審査

請願・陳情とは、区民のみなさんの意見・要望を区政に反映させる重要な制度です。

請願は議員の紹介が必要ですが、陳情は必要ありません。足立区議会では、陳情も内容により請願と同じように扱っています。受け付けた請願・陳情は、関



あなたも傍聴してみませんか？

区議会では、区民のみなさんの生活に関わる様々な問題について、活発に議論を展開しています。本会議をはじめ、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会はどこでも傍聴することができます。

●本会議

本会議場の傍聴席は、一般席84席（車椅子で利用できる席4席を含めています）、報道関係者席20席を用意しています。

●委員会

一委員会の傍聴人の定員は、30人（報道関係者若干を含めています。）となっています。

●傍聴の受付について

本会議、各委員会の傍聴を希望される方は、傍聴券が必要となります。

傍聴の申し込みは、開会予定時刻の1時間前から30分前までに、議会棟6階の区議会事務局で受け付けています。

定員を超えた場合については抽選を行い、定員に満たない場合は



明るい傍聴席

合は先着順に傍聴券をお渡しします。傍聴券には住所・氏名を記入していただき、係員に傍聴券を

提示し、本会議場、委員会室に入ってください。お帰りの際には傍聴券を返却していただきますので、なくさないようご注意ください。

なお、本会議の様子は、中央館1階の大型スクリーンに同時中継しています。本庁舎へお立ち寄りの際はぜひご覧ください。傍聴についてご不明な点は、区議会事務局へお問い合わせください。



本会議の様子

議会情報公開のおしらせ

足立区議会では、議会情報公開条例を制定し、情報公開を行っています。この条例に基づく開示請求は、区議会事務局で受け付けています。

なお、委員会の記録は、今までの同様、区議会事務局で閲覧することができます。費用は、一覧表のとおりです。

請求・お問合せ先

足立区議会事務局庶務係
TEL(3880) 5995

費用一覧

| 区分 | 単位 | 金額 | |
|---------------------|---------------------|------|-----|
| | | 区 | 金 |
| 閲覧 | 無料 | | |
| 複写機により作成した情報の写しの交付 | A3判以下1枚 カラーコピー1枚 | 10円 | 50円 |
| 電子計算機からの出力物の交付 | 1枚 | 10円 | |
| フロッピーディスクに複写したものの交付 | 1枚 | 100円 | |
| 情報の写しの郵送に要する費用 | 実費 | | |

※A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とします。

あなたの声を請願・陳情で

提出する時期・提出先

請願・陳情は、いつでも提出することができます。区議会事務局へ提出してください。

本会議招集日の7日前（ただし、土・休日を除く）までに提出されたものは、会期中に審査を行います。

また、本会議最終日の4日前（ただし、土・休日を除く）までに提出されたものは、最終日に所管委員会に付託し、閉会中でも審査を行います。

請願書・陳情書の書き方

請願書・陳情書は、特に所定の様式はありません。左図を参考にしてお書きください。

★内容を簡明に整理し、関係する委員会ごとに分けて提出してください。なお、できるだけ1項目1請願（陳情）になるようにお願いします。

★表題は、内容をできるだけわかりやすく正確に表現したものにしてください。

請願書・陳情書の例

| (署名簿) | (本文) | (表紙) | | |
|---|------|------|-------------------------------------|---|
| <table border="1"> <tr><td>住所</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> </table> | 住所 | 氏名 | 請願(陳情)の趣旨 理由 年月日 足立区議会議長 様 | ○○○○○○○○に関する請願(陳情) 請願(陳情)者 住所 氏名 TEL 外 人 (自署の場合は不要) (陳情の場合は必要ありません) |
| 住所 | | | | |
| 氏名 | | | | |

メトロセブン促進協議会総会に参加

平成12年1月に本構想が、赤羽・羽田空港方面の環状鉄道交通構想(エイトライナー)と一体なものとして、国の運輸政策審議会答申において、「今後整備に



整備について「研修を行い、見識を深めて参りました。今後も足立区議会は、各区議会と連携を密にして、区民のみなさんの交通便利を図るため努力をさせていただきます。」

東京の東部地域(足立、葛飾、江戸川区)を走る環状鉄道の整備促進を目指した環七高速鉄道(メトロセブン)促進協議会総会が、平成13年6月5日に江戸川区総合文化センターで開催されました。

この総会は、三区の議会と行政が一体となり、国に対し環状鉄道構想の早期実現を求めたため設立されたもので、本総会は今年で8回目を迎えるものです。

今回の総会では、昨年度の事業報告等や、今年度の活動計画決定、役員改選などを行いました。また、総会終了後には専門家を招いて、「都市における鉄道

- ★書き方についてわからない場合は、できるだけ事前に区議会事務局又は紹介議員(請願の場合)にご相談ください。
- 請願書・陳情書に必要な事項
- ① 請願・陳情の趣旨
 - ② 提出年月日
 - ③ 請願者・陳情者の住所、氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)
 - ④ 押印(私印、ただし自署の場合は不要)
 - ⑤ 紹介議員の署名又は記名押印(陳情書の場合は不要)
 - ⑥ あて先(足立区議会議長)
- 注1 署名簿を添付する場合は、署名者の住所、氏名が必要となります。
- 注2 請願・陳情の参考として、必要により図面や資料等を添付してください。